



いわゆる「遊び型非行」の防止のために

非行に走った少年を早く発見し、非行が進むのを防ぐことはもとより大切ですが、できるだけ非行少年を出さないですませればそれにこしたことはありません。

病気にたとえていえば、早期発見、早期治療にまわって、不断の予防措置が何よりも大切だということです。

ところで、非行少年の家庭を見てみると、おおかたの親が「自分の子供に限って、非行などするはずがない」とか「友だちに誘われて非行に走ったんだ」といった態度であり、「いま少年の間にどんな非行が行われているのか」、「少年たちはどんな原因や動機で非行に陥っていくか」などについて理解しておらず、また理解しようともしていないようです。

病気を予防するためには、病気のことや健康管理について或程度知識を持っていることが必要であるのと同じく、非行防止についても県民の皆さんが深い関心と理解を持つことが大切です。

そこで、最近、「遊び型非行」という言葉をよく耳にされると思いますが、これはどんな非行であ

通算老齢年金の支給要件 (例)

1. 合算した期間が25年 (国民年金を含んで計算する場合)

厚生年金	共済組合	国民年金	= 25年
8年	7年	10年	

※昭和5年4月1日以前に生まれた者には、生年月日に応じて、25年が10年~24年に短縮される特例がある。

2. 国民年金以外で20年

厚生年金	共済組合	= 20年
12年	8年	

3. 老齢(退職)年金がうけられる場合

恩給受給	厚生年金	=	普通恩給をうけられることにより厚生年金5年分が支給される。
	5年		

4. サラリーマンの奥さんの例

どの制度にも加入せず (カラ期間)	国民年金	= 25年	※カラ期間は昭和36年4月1日以降の期間にかぎる。
36.4.1 18年	7年		

5. 昭和36年4月1日以前の期間

通算される	厚生年金	加入せず	国民年金	通算される
通算されない	厚生年金	加入せず		
				36.4.1

昭和三十六年四月一日以前の期間は、国民年金に任意加入していませんが、昭和三十六年四月一日から国民年金に任意加入していませんが、昭和三十六年四月一日以前の期間は通算されません。この場合厚生年金の期間は通算されません。

か。

(答) 通算年金制度では、原則として三十六年四月一日より前の期間は通算対象期間としないことになっていきます。しかし、厚生年金や船員保険の加入期間は、昭和三十六年四月一日以降、公的年金制度の加入期間がある場合または国民年金に加入して保険料を納めた期間(免除期間でもよい)がある場合は、通算対象期間となります。

また、共済組合は、昭和三十六年四月一日以降も引き続いて組合員であるときには、通算対象期間となります。

年金は各制度から受けられる

(問) 五十五歳で会社を退職し、すぐに国民年金に加入しました。来年六十歳になり、厚生年金の老齢年金がうけられますが、最近、二つの年金はもらえないとききました。私の加入した国民年金はどうなるのでしょうか。

(答) 厚生年金と国民年金の両制度から年金がもらえます。六十歳から厚生年金の老齢年金が、六十五歳から国民年金の通算

老齢年金がもらえますので、心配はいりません。

二つの年金がもらえないというのは、同じ年金制度からは二つの年金がうけられないということですが、例えば、国民年金の障害年金をもらっている人が、六十五歳になって、国民年金の老齢年金をもらう資格があるときに、両方の年金はもらえない(このときはどちらか有利な方を選ぶこととなります)ということになります。厚生年金と国民年金は別の年金制度ですから、あなたの場合は、両方から年金がもらえます。

年金の相談は

(問) 年金についていろいろ相談する場合、どこへ行けばよいのですか。

(答) 国民年金の窓口は市町村となっており、加入手続き、保険料納付、年金請求など市町村役場の年金係で取り扱っています。なお厚生年金、国民年金などの相談は、県下五つの社会保険事務所でも行っておりますので、お気軽にお立ち寄りください。